

平成 29 年度第 3 回岩手県地方独立行政法人評価委員会結果概要

1 開催日時

平成 30 年 3 月 26 日 9 時 30 分～10 時 15 分

2 開催場所

盛岡市駅西通 1-7-1

いわて県民情報交流センターアイーナ 7 階学習室 1

3 議題等

(1) 報告

地方独立行政法人法の一部の改正に伴う本県の対応について

(2) 議事

地方独立行政法人岩手県工業技術センター業務方法書の一部の変更について

4 出席者

(1) 岩手県地方独立行政法人評価委員・専門委員

西崎滋委員（委員長）、室井麗子委員、下田栄行委員、恒川かおり委員、工藤昌代委員、加藤碩一専門委員

(2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

木村卓也理事長、黒澤芳明副理事長ほか岩手県工業技術センター職員

(3) 事務局

岩渕伸也商工労働観光部商工企画室管理課長、商工企画室職員、
藤田芳男商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
ものづくり自動車産業振興室職員

5 議事要旨

（表現は「ですます調」に変換しています。）

【事務局】

本日は、委員・専門委員の 6 名全員の皆様にご出席いただいておりますので、「地方独立行政法人法施行条例第 6 条第 2 項」に基づき、委員会を開催するために必要な定足数を満たしていることをご報告いたします。

【西崎委員長】

まず、本日の委員会の公開の取扱いについてお諮りします。

「岩手県地方独立行政法人評価委員会運営規程」に基づき、本日の会議の内容を公開で進めさせていただくことを提案しますが、よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

【西崎委員長】

では、本日は公開ということで進めさせていただきます。

議題等（１）

【西崎委員長】

それでは、（１）報告「地方独立行政法人法の一部改正について」事務局より説明願います。

【事務局】（資料１により説明）

【西崎委員長】

ただいまの事務局からの説明について、質問等ありましたらお願いします。

【加藤専門委員】

今回の例については、他県でも同様の対応を行っているのでしょうか。

【事務局】

他県におきましても、評価に関しましては、評価委員会の意見を聴くという形で条例改正を行っている状況であります。

【西崎委員長】

他に、何かございませんか。

（特になし）

それでは、（１）報告を終了いたします。

議題等（２）

【西崎委員長】

次に、（２）議事「地方独立行政法人岩手県工業技術センター業務方法書の一部の変更について」に移ります。事務局より説明願います。

【事務局】

（資料２－１、２－２、２－３により説明）

【西崎委員長】

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、質問がありましたらお願いします。

【下田委員】

新しい業務方法書の中で、情報システムや監事に関する新しい規程を整備するということですが、個々の規程の中身については、４月１日には出来上がっている状況なのでしょうか。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

今回、規程を整備することとしているものの中には、既に整備されている規程が半数以上あります。一方で、一部についてはまだ規程が存在しないものがありますので、施行後速やかに整備したいと思います。

【下田委員】

わかりました。

【加藤専門委員】

今回の改正等については十分検討されていると思いますが、問題は実際にこの中身がどう担保されるかということです。例えば、機密事項あるいは人事情報などの情報セキュリティに関する部分については、規程を整備するのはそのとおりですが、いかに実質的にその内容を担保するかということについては十分検討いただきたいと思います。

【西崎委員長】

いま、セキュリティの話がありましたけれども、工業技術センターのセキュリティを守るための規程・体制といったものの整備状況はどのようになっているのでしょうか。

【工業技術センター 木村理事長】

基本的には、工業技術センターのネットワークについては県のネットワークと連動しており、県の情報セキュリティと同様に管理されている状況であります。一方で、例えば情報セキュリティの関係で行うパスワードの定期変更等の実施等については、繰り返し内部で周知を図る必要があると思われまじ、センター独自で試験的に実施できる対策についても今後検討してみたいと思います。また、センター内部のネットワークの管理規程については既にありますので、それに基づいて管理していくものです。

【西崎委員長】

外部からの侵入を入口で防ぐという対策はやってきていると思いますが、それでは中々防げないこともあると思いますので、そういったものは組織内一人ひとりの情報セキュリティに関する意識を向上していくという取組が必要かと思われまじ。体制の整備とともに、実際にどのような対策を取るかについて検討していただければと思います。

それでは引き続き、ご意見について伺いたいと思います。

資料2-1において内部統制に係る事項において、業務方法書に組み込まなければならない6つの基本要素がまとめて記載されていますが、資料の2-3で、具体的に各要素にどのような項目が当てはまるのかまとめてありますので、基本要素について1つずつ意見を伺いたいと思います。

まず、資料2-3の1ページ、『統制環境』ということで記載してありますが、この項目について何か意見ありましたらお願いします。

(特になし)

次に1ページから2ページにかけて、『リスクの評価・対応』については、これまでの体制の中でも十分やってきた内容かと思いますが、何か意見ありますでしょうか

(特になし)

それから、2ページから3ページにかけて『統制活動』、3ページ『情報と伝達』について何かご意見ありますでしょうか。

【下田委員】

『情報と伝達』の内容について、第25条内部通報や外部通報は、リスクが顕在化したときに通報の制度があるということ、第27条は、法人の情報を内部管理をしつつ、外部に公開するという内容ですが、内部統制についての情報と伝達の中には、法人の内部でトップが決めた方針や手続きを内部で周知するという事柄も含まれると思います。そういった条項は、今回規定の追加に盛り込まれているのでしょうか。

【西崎委員長】

それについては、『統制環境』に少し含まれていると思われませんか。第25条については、個々の情報の窓口のようなものということでしょうか。

【事務局】

下田委員のご指摘については、第19条のところで読み取れるのではないのでしょうか。役員と職員の面談や、研修会の実施等が規定されております。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

そのほか、第21条も当てはまります。

【下田委員】

情報システムを利用した法人内部の伝達が第21条で、研修会等は第19条に記載されていますね。わかりました。

【西崎委員長】

続きまして3ページから4ページ『モニタリング』について、意見ありましたらお願いします。

【下田委員】

質問ですが、内部監査を実施する組織というのは現在もあるのでしょうか。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

組織というよりは、内部監査担当者及び総括担当者を指名して実施しております。

【下田委員】

では、定期的に内部監査を実施しているということですね。

今回の地方独立行政法人法改正で、監事の権限がかなり拡大されて、非常に監事の負担が高くなると思われませんか。今までの会計監査を中心に外部の方に年に数回来てもらおうというやり方では、おそらく改正の中身はこなせなくなると思います。

例えば、内部の会議の出席について、監事に実際に出席してもらうのかあるいは議事録の閲覧で済ませるのか等、運用について今後検討する必要があると思います。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

今までも役員会以外の重要な会議について、監事にもご案内して、可能であれば出席いただいているところです。

監事監査については、法人内部の規程が現在整備されていないことから、今後検討する際にそのような面も含めて検討していきます。

【下田委員】

現在だと、監事がセンターの会議に出席するのは年に何回くらいでしょうか。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

年に会議出席が7回くらいでしょうか。

【下田委員】

それは終日ではなく、会議出席ということですね。

今回の監事の役割の変更については年に数回の会議出席を求められているのか、あるいは常勤とまではいかないにしても日常の業務として対応を求められているのか、その程度が適正か否かの判断が難しいところではあります。

【工業技術センター 黒澤副理事長】

今回の変更は、国の独立行政法人及び他県の例を参考に検討しておりますので、その状況を踏まえながら、業務をどのように整理するか判断していきたいと考えております。

【加藤専門委員】

セキュリティの確保や個人情報・機密情報の管理はもう当然行うべきこととして、問題はそれをどうやるかということです。

そのことについて、これからさらに整備することと思いますが、専門家の例を参考にするなど、職員への周知の仕組み等をなるべく早急に作った方がよろしいでしょう。

【下田委員】

内部統制という位置づけでいくと、組織が内部統制のリスクコントロールの仕組みづくりを行い、その体制のモニタリングのために内部監査さらに監事監査で確認を行うものなので、日常的になにかリスクが発生した際にどういう対応をしたかを監事は確認する立場にあるわけです。それを年に5回来る程度で本当に有効に機能しているのかということになってきます。

情報セキュリティに限らず、監事は全体について目を光らせるというのが制度の求めているところだと思われしますので、その関与をどの程度にするかは非常に難しいところだと思います。

【事務局】

監事の負荷については非常に大きくなってきていると思いますので、その時に法人内部できちんと管理されているということを監事にまとめてお示しできるようになることで、監事の見べき視点が整理され、負荷についても軽減できると思いますし、やはり自己評価、自己検査がまず重要ではないかと思います。

【下田委員】

監事がかなり細かい部分まで見るということではなく、きちんと法人内部で管理していることが監事に伝わる必要があると思います。

【西崎委員長】

人員的に可能かどうかはまた別ですけれども、例えば監査室のような組織を作って監事をサポートする体制を整え、監事と相談しながらモニタリングの重点・問題の抽出を行えるようなことになればいいと思いますね。

それでは、次に4ページの『ICTへの対応』及び『その他』について意見ありましたらお願いします。
(特になし)

委員のみなさんから意見が出て参りましたけれども、主に情報セキュリティに関する事、内部監査あるいは監事による監査に関する意見であったと思います。これらについては今後不十分な点については体制を整備しながら対応していくということでお願いします。

それでは(2)議事を終了したいと思いますよろしいでしょうか。
(一同異議なし)

それでは、以上をもって議事を終了します。本日はありがとうございました。